○東京経済大学人を対象とする研究倫理審査規程

2025年7月9日

制定

（目的）

第1条　この規程は、東京経済大学（以下「本学」という。）研究活動行動規範及び本学研究倫理委員会規程第2条第1項第3号及び第2項に基づき、本学において人を対象とする研究を行う際に求められる研究者の態度及び行動について、倫理的基準及び研究計画等の審査に関する事項を定める。

（研究の基本）

第2条　研究者が、人を対象とする研究（他の部局・大学・研究機関等に所属する者と共同で行われる研究も含む。）を行う場合は、研究対象者の人格、人権を尊重し福利に配慮するとともに、国籍、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、公平に対応しなければならない。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力をするとともに、科学的かつ社会的に妥当な方法、手段をもって、その研究を遂行しなければならない。

2　研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、安心かつ安全な方法で行い、研究対象者の身体的若しくは精神的負担又は苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

（定義）

第3条　この規程において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1)　「人を対象とする研究」とは、観察、調査及び実験といった方法を用いて、個人又は集団等を対象に実施するもので、その身体、心情、行動若しくは環境等に関する情報・データ等を収集又は採取及び分析し、その成果を公表する一連の作業をいう。

(2)　「研究者」とは、本学に所属する教員、本学が受け入れた研究員、本学に所属する教員の指導の下で研究活動に従事する大学院学生又は学部学生（以下「本学学生」という。）その他本学において研究活動に従事する者をいう。

(3)　「研究対象者」とは、前号の研究者が実施する研究に対して、個人又は集団等の情報・データ等を提供する者をいう。

（研究者の説明責任）

第4条　研究者は、個人の情報・データ等を収集又は採取する場合は、その情報・データ等の収集方法等について、あらかじめ研究対象者に説明しなければならない。

2　研究者は、研究対象者が何らかの身体的及び精神的負担並びに苦痛を伴うことが予見される場合は、その予見される状況を研究対象者に説明しなければならない。

3　研究者は、事前に研究方法等についての一部の説明を行うことができない正当な理由がある場合は、個人又は集団等から情報・データ等を収集又は採取した後、速やかにその事情を説明し、研究対象者の了解を得るよう努めなければならない。

（インフォームド・コンセント）

第5条　研究者が、個人の情報・データ等を収集又は採取するときは、あらかじめ研究対象者の同意を得る等、インフォームド・コンセントを行わなければならない。

2　研究対象者の同意には、個人の情報・データ等の取扱い及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。

3　研究者は、研究対象者が不利益を受けることなく研究実施期間においていつでも、同意を撤回し研究への協力を中止する権利及び当該個人の情報･データ等の開示を求める権利を有することを研究対象者に周知しなければならない。

4　研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得なければならない。

5　研究対象者からの同意は文書（電磁的記録を含む。）又は関係省庁若しくは学術研究団体の指針等に定める方法により適切に行わなければならない。研究者は、その記録を入手した年度の翌年度4月1日から起算して最低5年間保管しなければならない。

6　研究者は、研究対象者が同意を撤回した場合は、当該個人の情報・データ等を廃棄しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第6条　研究者は、研究実施に伴い研究対象者に関する個人情報を入手した場合は、本学個人情報保護規程及び学校法人東京経済大学特定個人情報取扱規程により取り扱うこととし、その管理に細心の注意を払わなければならない。

2　研究対象者に関する個人情報は、研究対象者の事前の同意を得ることなく、第三者に提供又は貸与してはならない。

3　研究対象者より取得した個人情報に基づく研究成果については、研究対象者の希望があれば適切に研究成果の開示を行わなければならない。

4　研究者は、研究実施に伴い研究対象者に関する個人の情報・データ等を入手した場合、研究者の責任において研究成果発表の翌年度4月1日から起算して10年間管理保存しなければならない。

（第三者への委託）

第7条　研究者が第三者に委託し、個人又は集団等の情報・データ等を収集又は採取する場合は、この規程の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

（授業等における収集・採取）

第8条　研究者が、講義、演習、実験、実習及び実技の教育実施の過程において、研究のために履修生から個人の情報･データ等を収集又は採取しようとする場合は､事前に文書(電磁的記録を含む。）により履修生の同意を得なければならない。

2　履修生の同意を得るに当たっては、個人の情報・データ等提供の有無や回答内容について成績評価とは一切関係のないこと及び履修生に関する個人情報は研究成果公表の際に特定されないよう匿名化することをあらかじめ周知しておくものとする。

（謝礼の提供）

第9条　研究者が研究対象者に対し、謝礼として金品を提供する場合、その金品は社会通念上､妥当な範囲で定めるものとし､その受け払いについて適切な管理をしなければならない。

（研究計画等の審査）

第10条　人を対象とする研究を行う研究者による研究の実施計画及び出版公表計画等（以下「研究計画等」という。）の審査は、研究者からの申請に基づき、本学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）及び第11条記載の小委員会又は部会（以下「小委員会等」という。）において行うものとする。なお、研究開始後に出版公表計画等を委員会で審査する場合は、小委員会等において審査の対象外とするときがある。

2　前項の規定にかかわらず、倫理的に問題となる事態は生じないと考えられる次のいずれかに該当する研究は､研究計画等の審査に係る申請を行わなくても差し支えないものとする。

(1)　法令の規定により実施される研究

(2)　法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究

(3)　試料・情報のうち、次に掲げるもののみを用いる研究

ア　既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報

イ　既に匿名化されている情報（特定の個人を識別することができないものであって、対応表が作成されていないものに限る。）

ウ　既に作成されている匿名加工情報又は非識別加工情報

（申請対象者）

第11条　委員会（小委員会等を含む）へ研究倫理審査を申請できる者は、研究を職務とする本学専任教員（教授・准教授・専任講師。以下「本学専任教員」という。）をはじめ、小委員会等の定めるところとする。

2　本学学生が卒業論文、修士論文、博士論文その他研究成果の作成過程等において、人を対象とする研究を行う場合は、指導教員の指導の下に、この規程を遵守するものとし、研究倫理審査の必要性については、各小委員会等の定めるところとする。

3　申請時において申請者は本学が定める研究倫理教育を5年以内（大学院学生の場合には課程入学後であることも必要）に受講済みでなければならない。また学部学生の研究に関して本学専任教員が申請者となる場合は、学部学生も大学院学生と同様の研究倫理教育を受講済みでなければならない。

（研究倫理審査申請の取扱い）

第12条　人を対象とする研究の倫理審査に関する事項については以下各号の小委員会等を設置し、研究倫理委員長及び該当の小委員長又は部会宛てに別途定める書式にて申請された研究計画等に関する研究倫理審査はその小委員会等にて行うものとする。

(1)　本学人を対象とする研究倫理審査経済学部小委員会（対象者：経済学部及び大学院経済学研究科に所属する本学専任教員等）。

(2)　本学コミュニケーション学部・大学院コミュニケーション学研究科調査・実験等研究倫理小委員会（対象者：コミュニケーション学部及び大学院コミュニケーション学研究科に所属する本学専任教員等、本学学生）。

(3)　本学人を対象とする研究倫理審査人文社会自然科学部会（対象者：経営学部・現代法学部・全学教育共通センターに所属する本学専任教員等）

2　前項記載の小委員会等に関する規程は、小委員会等ごとに定め、委員会の承認を受けるものとする。

3　審査期間は小委員会においては原則2週間以内、部会においては部会設置後原則2週間以内とする。

4　小委員会等は審査終了後に研究倫理委員会に対して、小委員会等での審査結果及び審査の概要（A4で1枚以内の簡潔なもので可）又は全文を報告し、委員会の承認を求める。ただし、小委員会等申請書の書式において小委員会等の所見欄がある場合、審査結果及び審査の概要については所見欄への記載をもって替えるものとする。

5　小委員会等において審査承認された研究調査が速やかに開始されるべきと判断した場

合、研究倫理委員長に書面にて相談し、研究倫理委員長が認める場合は、委員会の承認については追認の扱いとして処理することを認める。

6　審査結果及び審査の概要並びに全文について、書面の作成が間に合わない場合は、委員会においては審査員となった研究倫理委員からの口頭報告を認めるものとし、委員会決定後1週間以内に審査結果及び審査の概要又は全文を委員会に対し文書報告するものとする。

7　委員会は、小委員会等での審査に基づく審査結果及び審査の概要を、第13条に定める審査結果番号を発行した上で、別に定める書式にて申請者に通知する。

（審査結果番号）

第13条　委員会が発行する審査結果番号は、年度（西暦の4桁）、ハイフン、小委員会等を表す学部等の英字大文字1字、小委員会又は部会単位で付す2桁の番号及び審査結果内容を表す英字大文字1字とする。

2　第1項における小委員会等を表す学部等の英字大文字1字は以下各号のとおりとする。

(1)　第12条第1項第1号記載の小委員会　E

(2)　第12条第1項第2号記載の小委員会　C

(3)　第12条第1項第3号記載の部会　Z

3　第1項における各小委員会等での審査結果内容を表す英字大文字1字は以下各号のとおりとする。

(1)　調査・実験実施前の研究計画に対しての審査での承認　P

(2)　調査・実験開始後の研究（完成予定原稿等）に対しての審査での承認　A

(3)　条件付承認　C

(4)　変更の勧告　E

(5)　不承認　X

(6)　審査対象外　Z

4　審査終了後の2桁の数字については、承認（P又はA）は01～79まで、それ以外は81～99までとする。

（事務）

第14条　この規程に関する事務は、学務部研究課が行う。

（改廃）

第15条　この規程の改廃は、委員会の発議に基づき、代議員会の議を経て学長が行う。

付　則

この規程は、2025年（令和7年）7月9日から施行する。